

# 軽自動車・バイクの名義変更・ 廃車手続きはお早めに！



問 税務課 市民税係 ☎75-2126

軽自動車やバイク、農耕用のコンバインやトラクターなどを売買や譲渡、解体などで手放したあと、名義変更や廃車の手続きを行われましたか？

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。4月1日までに手続きをしないと引き続き使用中とみなされ、課税の対象となります。

車種によって、手続き先などが異なりますのでご注意ください。

〈問い合わせ・手続き先〉

○原付・農耕用（多久市ナンバー）  
市役所1階  
税務課 市民税係 ☎75-2126

○軽四輪・軽三輪  
軽自動車検査協会 佐賀事務所  
☎050-3816-11754

○軽二輪（125cc超〜250cc）  
・自動二輪（250cc超〜）  
九州運輸局 佐賀運輸支局  
☎050-5540-2082

# 軽自動車税 （種別割）の 重課税額をご存知 ですか？



問 税務課 市民税係 ☎75-2126

地球環境を保護することを目的に、新規検査から13年を経過した、環境負荷の大きい三輪以上の車両は、重課税額が適用されます。ただし、電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッドおよび被けん引車の各車両は対象外です。

種別		新規検査から13年 経過した車両の税額	
三輪		4,600円	
四輪以上	貨物	営業用	4,500円
		自家用	6,000円
	乗用	営業用	8,200円
		自家用	12,900円

※令和4年度は、新規検査が平成21年3月以前の車両が対象です

# 3月末・4月初めは 土曜・日曜も開庁！ ↳ 転入転出などの届けができます！



問 市民生活課窓口係 ☎75-6116

平日に転入などの異動手続きができない人のために、3月末・4月初めの土曜・日曜は、

転入・転出・転居の手続きを受け付けます。住所を異動する場合などは、必ず届出をしてください。

なお、多久市に転入する場合は、前住所地の市区町村が発行する「転出証明書」が必要です。

また、転入および転居手続きをする場合、マイナンバーカードをお持ちの人は、更新手続きが必要です。持参してください（暗証番号も必要です）。

## ■開庁日時

3月26日(土)、27日(日)  
4月2日(土)、3日(日)

※9時〜12時

## ■取扱業務

- 転入・転出・転居手続き
- 右記に伴う国民年金や国民健康保険、後期高齢者医療保険

の手続き

○マイナンバーカードの受け取り（事前予約が必要です）

※市役所1階マイナンバーサポートコーナーで、マイナンバーカードやマイナポイントの申請も受け付けます

## ■注意事項

○必ず顔写真付きの本人確認書類（免許証など）を持参してください

○本人や世帯主以外の人が手続きをする場合は「委任状」が必要な場合があります

